

大正区役所「情報コーナー」におけるパンフレット・ちらし等配架要綱

(趣旨)

第1条

大正区役所「情報コーナー」におけるパンフレット・ちらし等の配架に関し必要な事項を定める。

(配架の基準)

第2条

配架するパンフレット・ちらし等は次の各号のいずれかに該当するものとし、配架を希望する各局・室・区は大正区役所「情報コーナー」に送付するものとする。

- (1) 大阪市や大正区役所・大正区保健福祉センターが発行するもの
- (2) 大阪市や大正区役所・大正区保健福祉センターが共催等関与するもの
- (3) 大阪市の各所属や大正区役所・大正区保健福祉センターが推薦等を行うもの
- (4) その他市民に対し周知することが適当と大正区長が認めるもの

(配架しないもの)

第3条

次の各号のいずれかに該当するものは、配架しない。

- (1) 法令等に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題など特定の主義主張を含むもの
- (7) その他、大正区役所「情報コーナー」に配架することが適当ではないと認められるもの

附則 この要綱は平成21年8月1日から施行する。